

堺市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定書（新規・更新）

第 号
年 月 日

団体等の名称
代表者氏名

堺市長



堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度要綱第5条第1項の規定に基づき、

下記のとおり（活動団体・活動法人）として認定します。

記

- 1 認定番号
- 2 団体等の名称
- 3 代表者氏名
- 4 活動地域
- 5 活動員数
- 6 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注意事項）

次の場合には、速やかに所定の手続きを行ってください。

- （1）認定の内容に変更があったとき。
- （2）活動団体又は活動法人が解散又はその活動を中止するとき。